

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準に関するフォローアップ会議（第5回）
議事要旨

■日 時 2023（令和5）年9月28日（木） 10：00～12：00

■場 所 Web 会議形式

1. 開会

2. 挨拶 国土交通省

3. 委員紹介

【事務局】

- ・ 事務局より、資料 1-1 委員名簿の確認にて委員を紹介。
- ・ 事務局より、第4回フォローアップ会議後に変更された委員を紹介。

4. 座長挨拶

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 皆さま、おはようございます。お忙しいところ、お集まり頂きまして、ありがとうございます。本日は第5回のフォローアップ会議となります。
- ・ 関係各団体、行政の方々、当事者の方々、そして業界の関係の方々がお集まり頂くという大変貴重な機会であるとともに、これを継続していくという使命が私たち一人ひとりにあると思います。これまでのフォローアップ会議に繰り返し求められてきたこととなりますが、設計標準の進捗状況、法律や基準改正の問題、良い事例を設計者あるいは関係団体の皆さんの普及啓発も含めてどうやって広めていくか、が重要と思います。更に今年度は、これからの更なる発展にこの会議が資することを期待したいと思います。
- ・ 本日も時間が限られておりますけれども、多くの方々から、ご意見をお伺いしながら進行を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

5. 議事

(1) フォローアップ会議の概要（資料 1-2）

以下の資料について、事務局より説明

- 資料 1-2 建築物のバリアフリー化に向けた取組の方向性（全体像）

(2) 建築物のバリアフリー化に関する最近の動向について（資料 2）

以下の資料について、それぞれより説明

- 資料 2-1 建築設計標準の改定を踏まえた地方公共団体の動向
- 資料 2-2 福祉のまちづくり条例及び条例ガイドラインについて（大阪府）
- 資料 2-3 公共トイレへの介助用ベッド設置促進事業（東京都）
- 資料 2-4 公立学校施設のバリアフリー化について（文科省）

- 資料 2-5 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック（スポーツ庁）
- 資料 2-6 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインの概要（総政局）

【東洋大学 高橋座長】

- ・ それでは、意見交換、ご質問等をお願いします。行政の方々、事業者の方々、建築関係の団体の方々、どなたからでも結構です。遠慮なくご発言頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

【日本視覚障害者団体連合 三宅委員】

- ・ スポーツ庁で今回ユニバーサルデザイン化に向けて、非常によい資料をまとめて頂き評価しています。スポーツ施設において、ハード面の整備が充実したとしても、それを実際に運用する側の理解、あるいは適切な利用がないと、せっかくよいものが整備されたのに正しく利用されない、あるいは場合によっては困ってしまう状況になってしまうことも考えられます。資料を十分に拝読してないままに発言しているの、既に記載があるならご容赦頂きたいのですが、運用する側、例えば地域でしたら指定管理者が変わってしまうこともあるので、適切な運用がされるようにということがどこまで盛り込まれているのか、いわゆるソフト面についてどのように記載されているのかについて、お尋ねさせていただきます。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 近年、多くの公共的な施設で指定管理者制度を実施しているので、皆さんと一緒に作り上げてきたユニバーサルデザインの施設が、管理者のほうにうまく伝わっているかどうか、そのあたりがマニュアル化されているのかどうかというご質問ですが、いかがでしょうか。

【スポーツ庁 井上】

- ・ ご質問頂き、ありがとうございます。スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に関する管理・運営の明示的な指標などを国で一元的につくるまではたどり着いていないところですが、通しP34に記載の「ガイドブックの構成」の本編「第3章 ユニバーサルデザイン化を推進するための配慮事項」及び「第4章 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進にむけて」において、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を推進していくにあたり、各フェーズで具体的に配慮する事項について紹介しています。そこでは、施設の管理・運営体制が適切かどうか、構想・計画の策定を発注する際の仕様書の内容、企画内容の審査項目や指定管理等の事業者の評価項目の指標の参考となるもの、管理・運営を的確に実施し、利用属性に応じた質の良いサービスを展開することで結果的に利用者の満足度を高めて再来館につなげていく取組の工夫などを盛り込んでいます。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 施設、あるいは地域によって経験が必要と思いますし、まだまだこれからというところもあるかもしれませんが、何らかの形で運用のルール化は必要になってくると思います。

【日本視覚障害者団体連合 三宅委員】

- ・ ご回答ありがとうございます。いわゆるハード・ソフトの一体化にて、よりスポーツ施設が充実して利用されることとなりますので、今後ともそのような事例の紹介も含めて、よろしくお願い致します。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ パラスポーツも一般化していますので、誰もが使えるスポーツ施設はごく当たり前の時代になっているかと思います。よろしくお願いします。

【全日本ろうあ連盟 深川委員】

- ・ それぞれに色々ご説明をありがとうございます。聴覚障害者は見た目では聴覚障害ということに気づかず、わかりにくいです。スポーツ施設、学校、建物で、災害が起きたときに、聞こえる人の場合は音を聞いて逃げることができますが、聞こえない人は全くわからなくて孤立させられることがあるので、非常警報が目で見えてわかるような、ランプやパトライトみたいなもの、聞こえる方と対等に見てわかって逃げるようなものを付けて頂きたいと思います。
- ・ また、今聞こえない児童が地域の学校に通っていることが増えています。普通の地域の学校に通っている子どもたちが、聞こえる生徒と同じように情報が見てわかる、例えば青が終わって赤が始まりというような電光掲示板を付けるなど、音声の情報が見てわかるような設備を付けるようお願いいたします。
- ・ ガイドラインの中に聴覚障害者に対する配慮についての記載は、少しはあると思うのですが、とても少ないと思います。「障害者の労働安全衛生対策ケースブック」という本によい事例が載っています。トイレなどを含めた光警報装置の設置、電光掲示板の設置など、よい事例に加えて頂きたいと思います。
- ・ スポーツ施設の概要の中に、すぐ見てわかりやすいという記載がありますが、聞こえる人と同等に満足して使えるような情報が補完されている施設、そこに行きたいと思える施設をつくって頂きたい。2025年にはデフリンピックが、東京と福島県と静岡県の3カ所で開催されるので、2025年の前に電光掲示板、警報装置などを全て付けて頂ければ、とてもうれしく思います。こういうもので聞こえない人は情報がわかるのだということが、聞こえる皆さんに知ってもらえると思います。よろしくお願いします。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 深川委員からのご発言は、ご要望、ご意見と受けとめてよろしいでしょうか。

【全日本ろうあ連盟 深川委員】

- ・ 結構です。聴覚障害者がなかなか気づきにくく配慮がよくわからないという方が多いので、そのあたりをガイドラインに載せて頂けると、とてもうれしく思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 実際には実施されているのかもしれませんが、聴覚障害の方々への対応について不足している、実施されてない部分もあって、その辺が見えないということもあるかと思います。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- ・ バリアフリー法に基づく条例の制定状況について1つ質問です。先ほど説明で2022年10月の段階で20団体と資料にはあるのですが、その後の制定状況というのはどうなっているのでしょうか。

【事務局 国土交通省】

- ・ 現状、2022年10月1日以降、追加の制定について把握していないというのが現状です。先ほどご紹介させて頂きました事例集等の周知を含めて、皆様に積極的に活用頂けるように、今後取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 今のところ、10年間、20団体から進展していないということです。委任条例化は、地域の様々な特性あるところで、バリアフリーを展開するときに重要な側面かと思いますので、国土交通省には、更に促進を強化して頂くようお願いをしたいと思います。

(3) 「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WGにおける検討状況（資料3）」

以下の資料について、事務局より説明

➤ **建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討 WG での検討状況（報告）**

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ご説明、ありがとうございます。現在、車椅子利用者用トイレ、駐車場、客席について、基準の改正を進めているところです。駐車場については比較的わかりやすい、客席については全体のボリュームをどうするかということで比較的進めやすい。トイレについては、施設の用途、面積、各階の床面積の大小の問題も含めて、幾つかの課題が残されているところです。引き続き、この後のWGで検討していくということですが、もしご意見等がありましたらお願いしたいと思います。

【DPI日本会議 佐藤委員】

- ・ バリアフリー基準の見直しに関して意見を言わせて頂きます。バリアフリートイレに関しては対応方針が示されましたが、その対応方針をぜひ見直してほしいと思っております。用途によってトイレの込み具合はかなり違います。例えばデパートは全ての階に一般のトイレはありますが、バリアフリートイレは数階しかないです。トイレに行くためにはエレベーターに乗らなければなりません、週末などはかなり込んでなかなかエレベーターに乗れない。やっとエレベーターに乗ってトイレに行ったら、今度はトイレの前でベビーカーを含めた行列ができてなかなか使えないという状態です。一体、私たち車椅子利用者はトイレに行くまでにどのぐらい時間がかかるのかというのが実態です。これを踏まえ、商業ビルに関しては、トイレのある階には必ず車椅子対応バリアフリートイレを複数「2つ以上」設置するとして頂きたいと思います。
- ・ また、大型のショッピングモールなどの場合は、低層で3階建てが多いですが、ワンフロア20,000㎡という非常に広いところについて、現在の見直し案は、20,000㎡あっても1つあればいいという基準です。実態は多くの大型のショッピングセンターは、バリアフリートイレをたくさんつくっているのに、実態よりかなり低い基準を今つくってしまうと、実態と乖離してしまうのではないかと思います。
- ・ 事例のケースの最後パターンはホテルだと思いますが、ホテルは客室階にトイレはなくてよいと思えます。ロビーとレストラン、宴会をやる階には必要ですが、客室は部屋の中でトイレを使えますので客室階にはなくてもいい。ホテルでは各階には必要ないです。このように用途によって必要な数はかなり差が出ますので、用途別に最基準をつくって頂きたいと思えます。
- ・ 次は劇場の客席についてです。これはまだ方向性は示されておきませんが、前回意見に対する回答の中で、サイトラインの確保、垂直・水平分散は建築設計標準で対応するということ

が示されました。車椅子の席だけではなくて、サイトラインの確保、目の前の手すりの高さ、水平・垂直分散、同伴者席は必ず横に置く、これらはセットで義務化する必要があると思います。いくら車椅子席をつくっても、現在のようにサイトラインが確保されてなければ、コンサート、スポーツのとき一番盛り上がるところで皆さんが立つので、私たちは全く何も見えない。とても疎外感を感じて何も楽しくなくなってしまう。それをなくそうということで、東京オリパラでは東京アクセシビリティガイドラインにサイトラインを確保することを入れ、国立競技場をはじめとするすばらしい整備ができています。これらの取組を踏まえ義務基準を検討して頂きたいと思います。

- ・ 一方で映画館はサイトラインを確保する必要はないと思います。映画館はほとんど立つことがないので、サイトラインを確保しなくても見ることができると思います。分散配置はとても大事で、今、0.5%以上の席数はかなり認知が広がってきて、そういう設計にしてくださいところはあるのが、分散で配置されていなく、2カ所ぐらいに固まって配置するというのが多いです。いろいろな席を車椅子の人も選んで見られるようにするというのが本来の意図ですので、ぜひ分散配置も義務基準で入れて頂きたい。これは義務で入ってないと、いくらユニバーサルデザインワークショップをやっても、後から分散配置はできなくなってしまいます。最初から分散配置を設計に盛り込んでおかないとどうしようもなくなるという意味でぜひお願いしたいと思います。
- ・ 最後に、今のところ、次回の第3回WGまでしか回数が示されておきませんが、ぜひこれはもう少し丁寧に進めて頂きたいと思います。特に駐車場と客席の対応方針は示されておきませんので、第3回だけでは十分な議論ができない。回数を3回とせず、もう少し丁寧に議論できるようにご検討を頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ありがとうございます。本日は議論する時間が持てないかもしれませんが、次回WGもありますし、WGの回数のお話もありました。ご要望、ご意見ということでお伺いしておいてよろしいでしょうか。

【DPI日本会議 佐藤委員】

- ・ ここで議論できなくても、結構です。またWGでよろしくお願いします。

【全日本ろうあ連盟 深川委員】

- ・ バリアフリー基準の見直しのトイレについて、数を増やす、広くする、使いやすくした機能を付け加えるというお話がありました。その中には聞こえない方で車椅子を使っている人もいますので、そういう方々も利用しやすく、安心して使えるよう、トイレには災害時の光警報装置を最初から設置を頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ありがとうございます。ご意見、ご要望としてお伺いさせて頂きました。

(4) 「建築設計標準」の更なる充実化に向けて (資料4)

以下の資料について、事務局より説明

- 資料4 「建築設計標準」の更なる充実化に向けて

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 資料4に基づき「建築設計標準の充実化に向けて」として、現状の状況についてご紹介頂きました。利用者への配慮が足りない事例の収集については、昨年度から行っておりますが、建築関係団体からのご意見、例示が多い状況です。好事例は人によって目安が違うということもありますし、当事者の方々にとっては配慮が足りない事例を挙げたら切りがないということもあるかもしれませんが、少しずつでも改善していく必要がありますので、ご意見、事例の情報をお寄せ頂ければと思います。これらを共有することによって、設計標準を改善していくときの1つの目安になるものと思います。
- ・ また、「設計段階からの当事者参加・意見聴取の取組事例」については、次年度以降、設計標準を改正していく上での様々な方策にもつながっていくので、皆様から多くのご意見を頂ければと思います。

【全国公立文化施設協会 間瀬委員】

- ・ 私どもは、全国の公立文化施設の統括団体です。指定管理の皆さんが施設を運営されていますが、各地域の施設の中での使い方については、仕様書等に書かれていない現場の細かい部分、不足している部分が確かにございます。ハード面というよりも、ソフト、運用面において、検討中の基準をどう運用するか、普及活動などをより具体化しておく必要があると思います。
- ・ ハードの面については、昭和40年、50年代に建設された劇場音楽堂等には、改修の予算が確保できない状況が散見され、合理的配慮というレベルで、運用しているところです。公立文化施設協会では各種の研修を担っていますが、これはあくまでも施設の運営の基本としてお話しをしているところです。そのため、制度化されるとよいと感じております。例えば手動の車椅子と電動の車椅子は段差の乗り越えをどのようにするのか、その差は何かなど、かなりの方はご存じないと思います。研修の中でこのような話をしているところではありますが、この基準の冒頭などで、内容の普及について宣言して頂けるとよいと思います。また、よい報告としては、全国の施設からのお声かけの中で、バリアフリーの問題、合理的配慮の問題等を研修の項目として、ぜひやりたいという劇場・ホールが増えてきたということをご報告させていただきます。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 来年度の4月から義務化されていきますし、既に公立施設施設では義務化されているところですが、この設計標準の見直しにあたっては、わかりやすく強化をしていくというご要望としてお伺いさせて頂きました。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- ・ 本日、このような機会頂きありがとうございます。先ほどからの報告内容で、自治体のほうも若干増えていっているという印象を受けましたので、引き続き全自治体のほうに推進するように働きかけて頂きたい。併せて、建築設計基準なので、どうしてもハード面、大規模改修が前面に出ているのは十分理解していますが、小規模のレベルでの改善・改修も大事だと思います。
- ・ 公立小中学校について、令和7年までの数値目標等も具体的に挙げられていて、非常に積極的な取組をなされていると思っています。特に学校環境においては、発達障害の特性上から

は、情報が過多になりすぎるとかえって混乱をしてしまうため、できるだけシンプルにわかりやすい、シンプル・イズ・ベストの環境、動線を取り入れて頂きたいと思います。

- ・ 障害者スポーツについて、最近かなり普及が進んできており、屋内スポーツ施設の環境整備、利用促進は非常に大きな意味があると思います。今までの環境では、利便性の面で非常に困難を抱えています。本日の取組が施設利用にどのように反映されるのか、当事者団体からの利用に際しての困難性についてヒアリングをして頂くことも重要ではないかと改めて聞いておりました。
- ・ 併せて、障害者差別解消法（合理的配慮）からは、ソフト面での対応でも十分ということもあります。発達障害の特性からは、人的なサポートが有益な対応の1つでもありますので、ぜひ、引き続き取り組んで頂けるとありがたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 全国の自治体への働きかけ、あるいは小規模施設、学校の場合など、つくり方の問題、ガイドブック等、設計標準への反映や、継続的なヒアリング、利用者からの意見聴取をしっかりとしていくというご指摘だったかと思います。

【全国手をつなぐ育成会連合会 大谷委員】

- ・ ピクトグラムを各施設において対応して頂きたいです。まだまだ普及が少ない部分もありますが、様々な施設において、同じものを同じ使い方で統一した表示で対応して頂ければ、それが通例化し、知的障害のある方もわかりやすくなると思いますので、ぜひとも検討して頂ければと思います。
- ・ また現在鳥取在住なのですが「ノバリア」というスポーツ施設の建築委員会に関わらせて頂きました。各県に障害者のスポーツ協会がありますが、現在、そこが運営をしております。各種団体を建築段階から採用してお話しをして頂ければ、使う面などかなり充実したものができると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。
- ・ 育成会の会員からの意見として、商業施設などにおいて、主に女性用トイレや多目的トイレなどで、知的に障害のあるお子さんを外においておけないので、お母さんとお子さんと一緒にトイレに入りますが、ロックをかけていても、お子さんがそれを開けて出て行ってしまう場合があると聞いています。本当に簡単なロックでよいので、少し上の方の子どもが届かない位置に二重ロックを設置して頂きたいという切実なる要望があることをお伝えさせていただきます。

【日本視覚障害者団体連合 三宅委員】

- ・ 情報提供のような意見になりますが、ご容赦ください。小規模店舗において、なかなかバリアフリー設備がされてないということで非常に困っているという事例をたくさん聞きます。特に金融機関の無人ATMなど、一部の商業施設の中でそういう場面があると、一人で行った視覚障害者の人が中で迷ってしまう、聞ける相手もないところで不自由を感じるということがありました。最近、東京の高田馬場にある金融機関で、面積は小さい無人ATMで、内部に誘導ブロックが敷いてあり確実にATMに行けたということで、非常に評価を受けていると報告がありましたので、1つの優良な事例として紹介させていただきます。
- ・ もう一つ、最近、点字ブロックの敷設について、施工業者などから、かなり細かいところまで問い合わせがあります。その中には建築設計標準を見ているのだけれども、書かれてない

ということで、例えば、階段の警告ブロックについて、どれぐらい離しては示されているが、幅はどれぐらい敷設すればいいのか、階段の幅いっぱい敷設すればいいのか、少しならあけてもいいのかなど、かなり細かいところまで聞かれます。また、何も物が置かれていない状態では壁から40cm離すとか、60cm離して敷設するとされているが、商業施設などで物が置かれる想定の場合にどういうふうに敷設すればいいのかなど、このような細かいところも、事例で紹介できるとよいのではと思いました。

【D P I 日本会議 佐藤委員】

- ・ 以前にフォローアップ会議でも報告された佐賀サンライズパークについて、8月に佐賀に行く機会があり、佐賀アリーナを含めて見させて顶きました。とてもすばらしかったのでご紹介したいと思います。
- ・ 車椅子席について、色々なところにあるのですが、とてもよいと思ったのは個室が結構あるところ。パーティーをしたり、VIPの人のためなどの個室があるのが、全部車椅子で入れるようになっていて、その個室から客席に出てスタンドから観戦するところも車椅子で座れるようになっていました。建物全体が誰でも使えるようにという理念でつくられているところがとても素晴らしいと思いました。
- ・ 国の義務基準がない中でつくられたのですが、担当の方が非常に情熱をもっており、すばらしい整備がありました。ぜひこういった整備が当たり前になるように義務基準の策定をお願いしたいと思います。ほかにもよい事例として、大阪関西万博を契機につくった、愛知もアジア大会を契機につくったなどあると思いますので、ぜひそういうものもここでご紹介頂きたいと思います。

【日本建築家協会 木野内委員】

- ・ 普及促進ということが重要になると思いますが、それには実態をしっかりと把握すること、ファクトとして整備実態を定量化して見える化することが最も重要だと考えております。その上で対策を打つということだと思います。その実態、ファクトをしっかりと直視するためのツールとして、ワンクリックで状況が音声や動画で見えるマッピングされた情報のようなサンプルでわかりやすい実態把握のツールが必要になってくると考えます。リストではなかなか読みにくいか、声ではわからないということがあるので、そういった配慮が必要だと思います。実態をしっかりとエビデンスとしてとらえて、必要な施策を検討して打っていくことが最も重要だと思います。

【日本女子大学 佐藤委員】

- ・ 感想になりますが、前半でご紹介頂いた各省庁、あるいは各地方公共団体の取組について、この会議に出ていると、いろんな情報を把握することができるのですが、それぞれが独立して動いていて、少し全体像が見にくくなっているような気がいたしました。この会議体の検討対象としては、アウト・オブ・スコープかもしれませんが、何かしら障害者・高齢者の実際の生活とリンクさせた形で、どこが、どういう取組をしているのかということがわかりやすくなるようなプラットフォームが必要なのではないか。色々なところで、それぞれ頑張っているところが見える化していくことが必要と思いました。

【東洋大学 菅原委員】

- ・ まず、議論や意見交換の時間が非常に限られていて大変残念ですとお伝えします。

- ・ 通しP16にあるように、全体のフォローアップ会議の概要について非常に丁寧にまとめて頂きましてありがとうございます。そして今後バリアフリーの推進を進めるにあたって、大きく進めるきっかけとなる一番は基準の見直しだろうと思います。現在トイレ、駐車場、劇場と見直しを進めているところですが、また、この先に小規模店舗、そして面積の規模がありますので、これらについては具体的な検討に入って頂きたい。今すぐとは申しませんが、少し先を見ながら検討して頂きたいと思います。
- ・ 通しP29の文科省からご提示頂いた資料について、令和7年度に向けてどうも達成が難しくそうだという見通しが出されていたかと思います。特にエレベーターの問題はもともと設置の率が低く、1.9%しか進んでいないという中で、7年度までにどれだけ整備されるのかという疑問があります。それに対して質問が3点あります。回答はまた別の機会で結構です。1つ目は、なかなか整備が進まない理由をどのように分析されているか。その進まない理由・要因について文科省としての見立てについて質問させていただきます。2つ目は、各市町村別での設置状況の調査結果が公式サイトのほうで見られるようになっていたと思いますが、1つひとつを見ていくと、トイレ、段差解消、エレベーターについて、ほぼ100%ないしは90%ぐらい達成しているところがあります。自治体規模にもよりますが、学校の設置数が多いところでもエレベーターの設置が100%に達しているところもあります。なぜここまでできているのか、という分析、成功要因について、文科省としてどの程度把握されているのか。3つ目は、補助率の引き上げについて、自治体の実質の負担は20%だというお話がありました。実際はかなり整備が進んでいる自治体に幾つか調査をしたところでは、負担が大分軽減されたとはいうものの、だからといってバリアフリー化をより進められるとはいえないということでした。その要因はなぜか、どうもそこに齟齬がありそうだと、このあたりも現場の状況と文科省として捉えているところ、それに対して今後どのように進めていくのかというところをもう少し具体的にお伺いしたかったと思います。ご回答はまたどこかの場所でもよろしく願いいたします。

【東京大学 松田委員】

- ・ 今までのフォローアップ会議の中で出てきた意見になりますが、当事者参加の仕組みが非常に重要と思います。色々な自治体の仕事をしている中で、その仕組みを導入して頂くのは結構難しいところもあり、好事例としてお伝え頂きたいと思います。例えば東京であれば練馬区、大田区などで取り組まれていると思いますので、そのような取組を収集して情報提供頂くことで、また、より一層進めていくことになるのではないかと思います。

【建築研究所 布田委員】

- ・ スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の問題について、これはもちろん平時にも大切なのですが、大規模災害時の避難所としての役割も当然出てくると思います。入浴施設はそのまま使えるでしょうし、例えば、プールの水をトイレに流用するということもあります。このようなことをガイドブックにもぜひ反映させて頂ければと思いますし、いずれ設計標準の中でもうまく取り込めるとよいと思いました。
- ・ 配慮が足りない事例について、私も似たような調査をしたことがありますが、改修の際、面積が足りないとか、つくる場所がいい場所がなかったなどで、手すりの設置がうまくいかないなど、改修でやったらうまくいかなかったという部分があります。また、点字ブロックは、

目が見えない、もしくは弱視の方には有効なものとして機能するわけですが、一方で例えば車椅子の方がそこを通ろうとするとガタガタする、それぞれ対象となる方々の要求の違いによって、コンフリクトを起こすことがよくあるので、それぞれの要求の違いから探っていくのも1つの方法ではないかと考えました。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ありがとうございます。恐らくまだたくさんのご意見、ご発言を頂かなければいけないと思いますが、追加のご意見を事務局で受け付けておりますので、そちらの方にご意見などよろしく申し上げます。
- ・ 建築設計標準というのは建築設計の標準化をしていくことであり、これまでのバリアフリー対策上の建築設計標準からいかに建築設計の標準化をしていくのか、目標にしていくのか、そういう時代に来ているということがよくわかります。そのためにも、更に皆様方にはどのようなことに困っているのか、好事例は何かなど、少しずつでもたくさんご意見を頂きながら充実させていく必要があるということを痛感いたしました。引き続き、更に広く利用者の皆様のご意見を申し上げます。いつも要望とご意見を伺うだけで終わってしまうので、事務局とも相談して運営の改善を図ってまいりたいと思います。
- ・ 本日はありがとうございました。これで私のほうの進行を終わります。

6. その他

【事務局】

- ・ 追加意見の提出様式について、締切りは2週間とし、メールにて依頼します。
- ・ 次回第6回フォローアップ会議について、来年の2月頃を予定しており、また改めてご案内をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

7. 閉会

以上